

様式第4号(第6条関係)

平成30年度 第1回
奈良市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	平成30年7月12日(木)	
開催場所	奈良市役所北棟6階 会議室	
出席委員	委員長 森 裕之 委員 小島 幸保 委員 千崎 育利	
審議対象期間	平成30年1月1日～ 平成30年5月31日	
抽出案件	件数	(備考) 今回の会議では次のとおり審議が行われた。 1. 抽出案件について 入札番号 4(企業局) 406,374,6(奈良市) 契約番号 1(奈良市) 2. 設計変更ガイドラインに基づく報告について 3. その他
一般競争入札	3	
指名競争入札	1	
随意契約	1	
合計	5	
委員からの意見・質問・回答等	別紙のとおり	
委員会による意見具申の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格未満の応札者が多く出た結果、落札率が高くなってしまいう問題点について、他の自治体の現状も踏まえて、引き続き議論・検討をしていく必要がある。 ・地元調整を慎重に行っていれば生じなかった設計変更について、自治会等に加入されていない方たちも含めて、慎重に地元調整を行っていく必要がある。 ・設計変更について、当初からプラン変更があった場合は、地質調査等を行った上で、入札にかける必要がある。 	

1. 抽出案件について

担当課 工務第一課です。抽出事案について説明します。議案番号1、入札方式が指名競争入札、業種がコンサル、業務名は飛鳥配水池更新工事に伴う詳細設計業務委託です。指名業者が24者、指名業者選定基準ですが、平成30年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格者の中で、土木関係建設コンサルタント業務において「上水道及び工業用水道部門」、「土質及び基礎部門」、「鋼構造物及びコンクリート部門」、「施工計画・施工設備及び積算部門」のすべての部門に登録がある業者を選定いたしました。

委員長 指名競争入札ですが、24者はかなり多い感じもしますが、一般競争入札でない理由はありますか。

担当課 これは以前に一般競争入札で行ったところ参加者が少なく、競争性に欠けるところがありましたので、指名競争入札で競争性を確保しようとしたものです。

委員長 そういことですか。落札率が比較的高いのは、最低制限価格未満のところ4者ですか、これが原因になっているといことですね。

委員 予定価格で入れている方が多いのですが、これは仕様が複雑等の原因があるのですか。

事務局 この条件に該当する業者がこれで全部だと思いますが、上水道を得意とする業者が競争で入れてきていて、上水道が得意じゃないところが指名してもらったので、とりあえず参加だけしようとしているように見えます。今回は99.6%から99.9%の応札者がいなかったので、高くなってしまったということです。毎回この入札監視委員会では議論になる話ではあるのですが、これに変わる他の方策や手法が今のところ・・・というのが現状です。

委員 こういったケースは毎回あるので、今の制度を維持しつつ、何か検討の余地がないかと思うのですが。

委員長 この問題点はずっと認識されているので、他の自治体の現状も踏まえて、また議論・検討していただければと思います。

委員長 この案件はこれでよろしいですか。それでは次の案件に移りたいと思います。

事務局 議案番号2、入札方式は制限付一般競争入札、担当課は道路建設課、工種は土木、等級はCの2。工事名が道路災害復旧工事（月ヶ瀬長引地内・長引田山線）です。入札参加資格は29年の奈良市建設工事入札参加資格者であり、市内に本店を有し、土木等級がCの2に該当することとしています。これら関連して、随意契約の案件がありますが、これは後ほど説明します。この案件について同種工事や入札条件の設定等の確認ということですので、その点についてご説明します。都祁・月ヶ瀬地区において平成29年10月の台風被害のため災害復旧工事を行いました。これらの案件は国の災害の査定を受ける案件で、平成30年3月に集中して入札を執行しました。今回の災害復旧工事は件数が多く、一括での発注が必要であったため、予定価格16,235千円～1,288千円の工事を、発注基準でC～Fランクに対して合計17本で発注いたしました。

委員長 随意契約の方もこの案件と同じようにみえるので、一般と随意契約に分けている理由を説明していただければと思います。

事務局 議案番号3、契約番号1の説明をします。こちらの随意契約の方の工事ですが、国の補助申請で工事を行うものですが、国の査定により、市の財源で行うべきとの査定を受けた経緯の中で、民地が絡んでいた関係で地元協議が遅れている箇所がありました。その地元協議を行っている段階で先に入札を行い、その後に協議の調整が付き、隣接しており経費削減ができるところで、競争入札をすることが不利とされる6号を適用し随意契約を行ったという案件です。

担当課 工事進入箇所が同じだということ、現場の状況的に分けて施工することは不可能だということ、土の流用でも経費削減ということ等あらゆる条件で1者にやってもらう方が良いと考えました。元々一つの工事を査定ということで、二つに分けてしまったと考えてもらったら良いと思います。

委員長 災害復旧は緊急を要するので随意契約はよくあると思うのですが、今回はそういった対応をしなくても平気な工事だったのですか。

担当課 今回は、通行止めや交互通行の対応が可能な箇所が多く入札で対応しています。

委員長 今回の災害をみても入札がいいかどうかという問題はありますが。

事務局 緊急随契のできる、通達が国から来ます。ガイドラインがあり、災害時の緊急随契なり指名競争入札に替えなさい、一般競争入札していたら時間がかかるので、期間を短くした指名競争入札でもよいというガイドラインに則ってやりなさいという通達に従っています。

委員長 分かりました。それでは、次の案件に移りたいと思います。これについてご説明をお願いします。

事務局 議案番号4、この案件は一般競争入札で、地域要件を限定しない形での入札となっております。担当の方は営繕課です。工種は建築工事、工事名称は（仮称）辰市こども園園舎新築工事です。こちらは5,000万円以上の工事なので、変動型の入札方式を採用し、当初は市内本店の建築AJVを対象とした総合評価落札方式一般競争入札で行いましたが、開札時点での入札参加者が1者であったため不成立となり、再度、地域要件を変更して一般競争入札で行ったものです。

続けて、議案番号5です。こちらは制限付一般競争入札でAJV、こちらの案件は本市の入札参加資格の等級が建築のAであり、2者または3者による共同企業体であることが参加資格となっております。対象業者は先ほどの案件と同様に11者ございまして、こちらの案件については3JV、7者が参加しています。工事名称は（仮称）学園南こども園園舎改築その他工事です。本案件の共同企業体の代表者は専任の監理技術者、それ以外の者については専任の監理技術者又は主任技術者を配置できることを条件にJVでの申請をしてもらおう形になっております。説明は以上です。

委員長 1つ目の当初、総合評価落札方式で技術点では何を重視した点数配分になっていきますか。

事務局 技術提案や安全管理です。施工計画が18点、企業の施工能力が10点、標準点が100点です。

委員 辞退した業者は、総合評価で、負けそうだから回避したということはないですか。

事務局 点数が悪く、辞退する可能性はあるかもしれませんが、それは可能性の問題です。

委員長 価格が高い業者が落札する逆転は、実際上起こりうるのですか。

事務局 起こり得ます。

委員長 その場合、逆転の起こりうる可能性はありますね。総合評価方式は年間どれくらい実施するのですか。

事務局 1件くらいです。手続きに時間がかかり、工期を考慮すると余裕がないと実施できません。

委員長 それでも総合評価落札方式で実施する意味はあるのですか。

事務局 民間の新しいノウハウを提案してもらい、取り込んでいくことにより、それを公共事業の標準の仕様としていくという目的はあります。

委員長 なるほど。AJVということは、JVを組む企業、全てAランクということですか。

事務局 そうです。Aの11者で組んできます。今回でしたら辰市の工事は2JV、学園南の工事は3JVで、7者で組んできたということです。

委員長 それでは、どうしても市内に限ると少なくなりますね。JVでないと難しい工事なのですか。

事務局 以前は2億円以上がJVの工事でしたが、入札の不成立というのが多くなり、平成28年にJV案件を3億円まで上げました。2～3億の工事はそれまでJV案件でしたが、A単体で参加できるように緩和したので、標準でも7者はありますので、競争性が発揮された入札になります。ただ、それ以上の案件、JV案件になると2者JV、3者JVになり難しいところですよ。これを4億、5億に上げるというのは、上限がどこまでいけるのかが新しい議題となり難しいところですよ。

委員長 競争性の観点から、対象の工事価格を上げていく方がよいという話になりますがどうですか。

事務局 現在は、実績として単独の年間完成工事高からみて3億円までと判断をしています。

事務局 学校とか一定規模、経験のある業者が多いですし、県や国は単体でももう少し高く設定していますので、上げて問題はないと思います。特殊なものは施工能力を考える必要はあると思いますが、今やっているこども園や学校の工事は経験がある業者も多いですので大丈夫だと思います。

委員長 それでは、対象の工事価格を上げることも今後の検討課題とし、こういった工事をするかによって

またそこを考慮する余地があるということですね。それでは、2件の案件これで終わりたいと思います。

2. 設計変更ガイドラインに基づく報告について

担当課 工事名は浸水対策工事（東九条町地内他・西九条川支流）です。工事場所は奈良市東九条町地内他です。設計変更の理由は、当初は開削工法による管布設の施工を計画していました。事業実施は自治連合会のご理解をいただいて進めて参りましたが、地域住民からの負担の少ない施工方法の要望と、工事区間内の事業所との最終調整において車両等の24時間の緊急不規則の出入りがあり、通行止めの実施ができないということで、交通規制や出入りに影響のない推進工法に変更して、変更したものでございます。

委員 開削工法と推進工法を簡単に説明してもらえますか。

担当課 開削工法は、道路の表面から重機で掘削をして管を入れていく方法です。推進工法は、推進の機械を地中に搬入して、地上部分の一つも影響なく、地下を推進で進んでいき管を伏せていく工法です。当初、自治会等から短期間での工事を要望されており、費用対効果も良いということもあり開削工法で先に実施していました。今回一番の変更の理由が、大きく開削するので、大型の車両が出て行くことができないという点にありました。鉄板をかけたとしても、開削の淵がもたず場合によっては掘ってある土が崩落してしまう可能性があったので、このようになりました。

委員 元々の開削工法は、この現場では本来は採れないものだと思うのですが、入札をかける前段階でどの程度調整をしていたのですか。

担当課 基本的には1年以上かけて、自治会と連合会全体の合意ということで調整を進めてきましたので、当然仮設道路もみていたので、一般車両等は通行可能だったのですが、最終調整で自治会等に加入されていない事業所との間で24時間不規則での通行するという事への調整がついていませんでした。

委員 自治会は加入義務がないので、もう少し慎重に行う必要があったと思います。この地図では、一般事業所が道路沿線にあるので、実際工事するところは事業所があるところなので、そこでの調整が必要なことは最初から分かるように思えます。

委員長 そのような疑念は確かにあります。当然想定されたのに、なぜこの工法での入札をしたのかということですね。他に同じようなケースの工事はありましたか、浸水対策等で地下に管を埋設しなくてはいけないというようなケースは近年なかったのですか。

担当課 ここまで短期で大きな工事というのは、当課では初めてです。

委員長 初めてですか、経験がなかったということですね。

事務局 ご指摘のとおりです。この工事は地元から何年にも渡る要望活動があつて予算化したという経緯があつたので、どんな協力でもすると聞いたので、その中で一番安価で早くできる開削工法を選択してしまつたということです。その時に自治会に加入していない事業者さんもいるわけですから、そのことをきっちり詰めていれば、この設計変更はおっしゃるようになつたと思います。そのあたりは今後の課題となると思います。

委員長 そのあたりを教訓化して、二度とないようにしたいということで。設計変更については、他で不祥事があつたので、できるだけ大きなものについては慎重にということで、気をつけてやっていただきたいと思います。続いて辰市こども園の園舎新築工事をお願いします。

担当課 ご説明します。工事名称は（仮称）辰市こども園園舎新築工事、工事箇所につきましては杏町414番4他8筆です。設計変更は、3回行っております。1回目は労務単価の改定に伴い、新しい労務単価による変更契約です。2回目は、地質調査・ボーリング調査を現場で2箇所追加しました。今回の設計変更に伴い3回目変更契約となっております。今回の設計変更の理由は、工事着手したところ、敷地の周囲のネットフェンスを撤去しようとしたところ、地中に土間があり、その土間の撤去の処分が一つ。あと一つが、第2回の変更で地質調査を行ったところ、当初設計の地質調査の2箇所と支持層が少し違いましたので、当初設計の杭ではこの建物がもたないのではないかという検討を行い、鋼

管杭からPC杭に変更を行いました。以上です。

委員 現地グラウンドは、元々市のグラウンドで、市がフェンスを建てたのに土間があったのは知らなかったというのは変な話のように思いますが、どうでしょうか。

担当課 このグラウンドは他の課がずっと管理をしていて、こども園を建てるということで担当課の方に引き継ぎ、当課が工事するという分担なのですが、そのへんをどの課も認識していませんでした。

委員長 入札をかける際に、撤去費用を見積もると思うのですが、フェンスがどのような形で固定されているかなどで、当然値段は違うと思うのですが、そういうチェックはされないものなのですか。

担当課 目に見えるところにあるものは調査をして分かりますが、地中にあったので、柱を抜いてみないと土間があることを確認できませんでした。

担当課 もちろん、図面等が残っていたら、全部確認し、それに基づいて設計します。ただ残っていませんでした。フェンスの場合は独立の基礎が多いので、独立の基礎で計算していて、実際掘ったところコンクリートの基礎の土間が広がっていたと後から分かりました。

委員長 今回の設計変更は大部分が摩擦杭への変更でということですね。当初想定していた地層とは違う地層だったと。それでは、その前の杭、羽根の付いている杭では、安全性に危惧が発生するということで、より強いものというか。地層はやわらかいということですか。

担当課 経緯から申しますと、所管課からのプランに基づいて、当初の設計にかかる前にボーリング調査を2箇所行った結果、同一の支持層の地層が確認できたので、それに基づき設計にかかったのですが、所管課から近隣対策の関係でプランの変更がありました。そして、発注した後に、プランが違うので、念のために変更後の建物のところで調べておこうということで、うちの方から事業者の方に、追加の調査を行ったのがこのガイドラインの2回目の変更になります。そのデータで当初の2箇所と違うデータが出てきたので、これは当初の先端羽根付鋼管では具合が悪いかもしれないということで、変更しました。

委員長 この地質調査の時点では受注者は決まっていたのですね。

担当課 受注者は決まっていました。

委員 それは、手順としてはおかしい気がします。当初からプランの変更があったのだから、当然最初にボーリング調査をした上で入札を行うべきだと思います。

担当課 おっしゃるとおりです。ただ、最初に行った2点がほぼ似通った地層が出たので、そんなに広い土地でもありませんので、この敷地に関しては整った地層だろうと想像しました。また、工期の関係もあり、そのまま進めました。

委員長 工事発注する前に念のために調べてくれないかということで、地質調査を依頼したら、違うものが出てきてしまったということですね。

事務局 変更した時点で一度やるべきでしたが、狭い敷地で2箇所ともほとんど同じだったからそれくらいは一緒だと思っていました。それで発注したあとに念のため調査したところ、この狭い敷地の中で違ったと。この杭でいくのは不安だから、摩擦の杭に変更しました。

委員長 今回のこれも教訓ということで。でないと建物の位置替えや地元調整等、根本的に入札をやっている意味がなくなってしまう。経緯については理解させて頂きましたし、事情も了解できる内容だったと思います。はい、ありがとうございました。

3. その他

事務局 この場を借りて、4月23日に奈良市企業局の方で開催しました再苦情処理会議の件につきまして、その経過報告と現在の状況をお伝えします。5月15日に委員長の方から意見書をいただきました。その後申立者に対して、公営企業管理者名で同月22日付け回答を行いました。それ以降は、申立者からのコンタクトはありません。

委員長 分かりました。その案件もどうもご苦労様でした。